

地方自治体の業務プロセス・情報システムの 標準仕様における業務要件・業務フローの留意事項



令和3年1月
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

業務要件・業務フローにおける留意事項（1）

- 各省庁が策定する各業務の業務要件と業務フローについては、単に現在の業務等を前提に記載するのではなく、デジタル手続法に基づくデジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ）を実現する観点から、必要な見直しを検討し、見直し後の業務について記載いただきたい。

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容②

Ⅲ 標準仕様

※ 標準仕様策定にあたっては、下記に加え、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省CIO連絡会議決定、令和2年3月31日最終改定）第3編、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」（内閣官房IT総合戦略室、令和2年3月31日最終改定）も参照すること。

※ 標準仕様は、制度変更、共通規約（システム関連の政府共通ルール）改定、技術進展等を踏まえ、随時、改定することを想定している。

1. 業務要件

・業務、情報システムの概要を記載
（業務概要（全体図）、情報システム化の範囲、システム構成図等）

2. 業務フロー

・業務フローをBPMN(*1)で記載
・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
・システムが提供する機能に関する要件を策定
（どのような情報を入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等）

3. 機能要件

2.1 機能要件(*2)

2.2 画面要件(*3)

2.3 帳票要件(*4)

2.4 データ要件(*5)

2.5 連携要件(*6)

*1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。具体的な表記方法については、「地方自治体業務プロセス・情報システムの標準仕様における業務フローについて」（令和2年5月29日内閣官房IT室資料）を参照。

*2: 機能構成図（ツリー図等により全体像を示したもの）も整理する。

*3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う（主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない）。

*4: システムから出力する帳票・様式（カスタマイズの主要因となっていないものを除く。）について標準化を行う。

*5: 中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹系システム内で管理するデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

*6: 地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、基幹系システムが他から受け取るデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

3. 非機能要件

※ 非機能要件は、IT室・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

3.1 可用性、3.2 性能・拡張性、3.3 運用・保守性

3.4 移行性、3.5 セキュリティ、3.6 システム環境・エコロジー

各省検討事項

共通検討事項

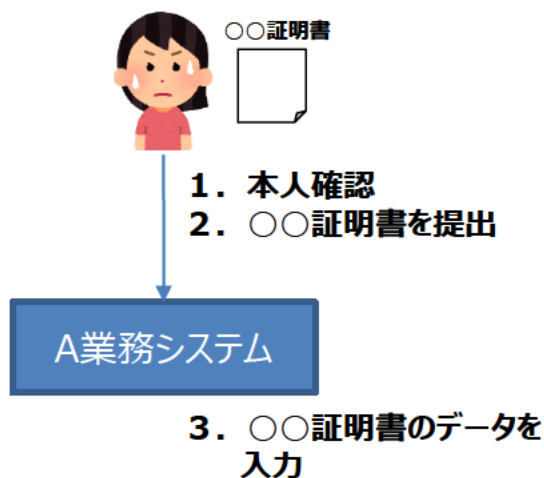
4

業務要件・業務フローにおける留意事項（2）

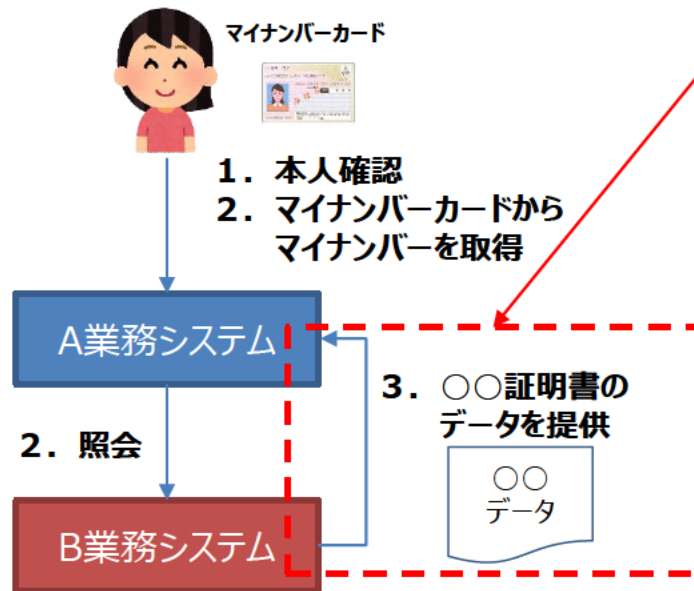
- 現在の業務等について、デジタル手続法に基づくデジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ）を実現する観点から、必要な見直しを行うための検討方法等は、次のとおり。
 - a 住民からの申請等の方法について
窓口や郵送のみとなっていないか → オンライン申請等を追加（※関連：6ページ参照）
 - b 住民からの申請等における記載・入力事項や証明書等の添付について
他業務・他機関からの情報取得や、マイナンバーカードからの取得等により、削減・省略できないか
→ 他業務・他機関からの情報取得や、マイナンバーカードからの取得等を追加

見直しのイメージ

【見直し前】



【見直し後】



【※注意事項】

業務フロー等の見直しにより、新たに連携するデータ項目が発生し、連携要件を規定する必要あり

IT室に必要なデータ項目等を提供

業務フロー策定段階から早めにIT室にご相談ください。

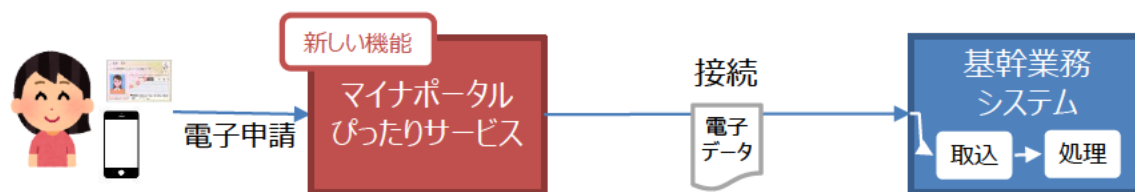
業務要件・業務フローにおける留意事項（3）

- 技術の進化や施策の推進により、新たに追加すべき機能が生じる場合、標準仕様に随時、記載する必要がある。
- 特に、マイナポータルびったりサービスと業務システムの接続について、ワンストップ実現の観点から、当初から、各標準仕様に追加していただきたい。

【デジタル・ガバメント実行計画（R2.12.25閣議決定）（抜粋）】

自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討に対応し、フロント（申請受付）からバック（業務システム）までオンライン化・デジタル処理を実現する。このために、マイナポータルは、必要なIF仕様、API仕様、データ仕様等を作成・提供し、自治体のシステムの標準化・共通化において確実に反映させる。

【例】新しい機能＝「マイナポータルびったりサービス」の場合



→標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。

- (業務フロー) 住民がマイナポータルびったりサービスを使ってオンライン申請するフロー
マイナポータルびったりサービスに申請された電子データを基幹業務システムが自動で取り込むフロー
(職員がシステムに入力するフローにしない)
- (機能要件) マイナポータルと接続する機能
マイナポータルに入力された電子データを基幹業務システムが自動で入力する機能
- (データ要件) マイナポータルに入力されるデータ項目の要件等
- (連携要件) マイナポータルと接続するためのAPI仕様等（ガバメントクラウド上での連携を前提）